再就職審査結果通知書

令和 年 月 日

(申請者氏名)様

大 阪 市 長

職員等の再就職審査に関する事務処理要綱第8条の規定に基づき、再就職審査結果を通知します。

| 法人等の名称 | |
|-----------------|--------------------|
| 役職 | |
| □ 承認 | 承認の理由又は承認に際しての附帯条件 |
| □ 不承認 | 不承認の理由 |
| □ 承認を必要と しない | 承認を必要としない理由 |
| 承認番号 | |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。